

～ネット通販の定期購入トラブルにご注意ください～
お試して1回、格安の健康食品を買ったつもりが定期購入だった！

相談事例

インターネットで「お試し価格500円」という広告を見て、健康食品を注文した。後日、商品が届き、代金500円を振り込んだ。約1か月後、同じ商品がまた届き、今度は3千円の振込用紙も一緒に入っていた。自分は1回だけ注文したつもりだったので、通信販売業者に問い合わせたところ、「今回の申し込みは、初回のみお試し価格の500円で、2回目以降は通常料金の定期購入コースの申し込みなので、3回目まで解約できない。定期購入コースということはホームページにきちんと書いてある」と言われた。ホームページを改めて見直したところ、確かにそのことが記載されていたが、申し込み時には気づかなかった。返品できないだろうか。

相談室から

ネット通販のような、通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。ただし、広告に返品特約に関する記載がない場合には、受け取った日から8日以内であれば、消費者が送料を負担することで返品は可能です。今回のように通信販売業者が、返品や交換できるルールを定めている場合は、そのルールに従うことになるため、一方的な返品に応じられるのは難しいでしょう。

トラブルにあわないために

★お試し価格という言葉に惑わされて、すぐに申し込むことなく、最後まで広告をしっかりと読んで、購入や返品の条件等を確認してから、購入を決めましょう。

★少しでも疑問に思ったら、周りの人または消費生活相談室(042-360-3316)に相談しましょう。

「くらしの相談」配布中!!

最新の相談事例をまとめた「くらしの相談vol.26」を配布しています。

配布場所

消費生活相談室、市役所1階市民相談室、4階経済観光課文化センター、市政情報センター



消費生活相談室 休館日のご案内

土・日曜日、祝日・年末年始以外で次の日がお休みとなっています。

☆3月22日(火)

☆4月28日(木)

☆6月7日(火)

2016年3月							2016年4月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5			1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12	6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19	13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26	20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31			27	28	29	30			

2016年5月							2016年6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31					29	30	31				

■は休館日となります。

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。平成27年度は東京都の交付金を活用して自治会にも配布しています。

問合せ先
府中市生活環境部経済観光課
消費生活係
TEL 042-335-4124
FAX 042-360-9370
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp

府中市

消費生活だより

No.24 平成28年3月発行

編集・発行
府中市生活環境部
経済観光課消費生活係

〒183-8703 府中市宮西町2-2-4
Tel.042(335)4124



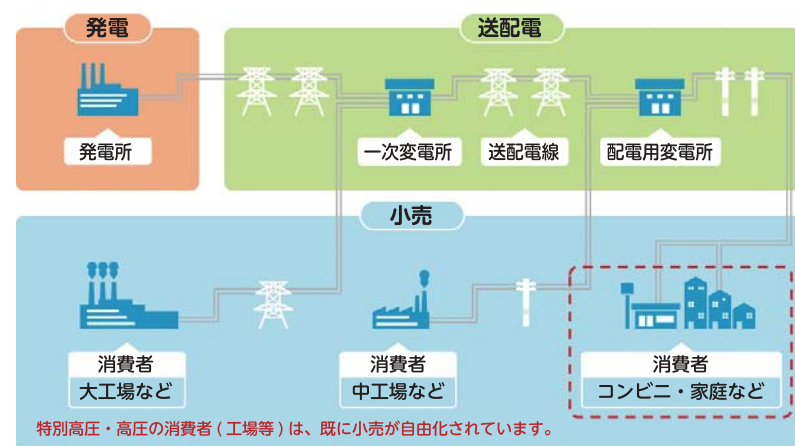
電力の小売全面自由化が始まるとどうなるの??



電力の小売全面自由化ってなに?

これまで家庭や商店向けの電気は、各地域の電力会社(東京電力、関西電力等)だけが販売しており、家庭や商店では、電気をどの会社から買うか選ぶことはできませんでした。2016年(平成28年)4月1日以降は、電気の小売業への参入が全面的に自由化されることにより、家庭や商店も含む全ての消費者が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

電力会社によって、電気の品質は変わるの?



電力小売全面自由化後も、物理的な電力供給の仕組みには原則変更はありません。送電部門は安定供給を担う要のため、引き続き政府が許可した企業(各地域の電力会社<東京電力、関西電力等>)が担当します。そのため、どの小売電気事業者と契約しても、これまでと同じ送配電ネットワークを使って電気は届けられるので、**電気の品質や信頼性(停電の可能性など)は変わりません。**

赤枠内の(低圧)消費者への小売が2016年4月に自由化されます。

「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活相談室にご相談ください

府中市消費生活相談室

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 午前10時～正午、午後1時～4時

相談場所 府中市消費生活相談室
スクエア21・女性センター内

相談方法 電話、または来所

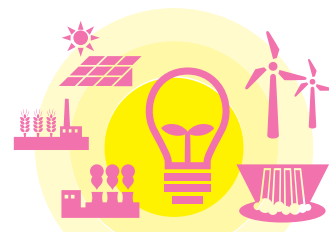


私たちの生活にはどのような影響があるの？

「電力の小売全面自由化」により、石油会社やガス会社、通信会社、住宅メーカーなど様々な事業者が電気の小売市場に参入してくることが想定されます。その結果、競争が活性化し、様々な料金メニュー・サービスが登場することが期待されます。



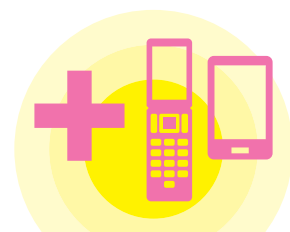
昼夜時間別
料金のプラン



再エネ発電中心の
サービス



ガスとのセット
割引料金プラン



携帯電話との
セット割引料金プラン

※上記の事例は、現時点で想定されるプランのイメージです。

電気料金は安くなるの？

様々なメニューが発表されていますが、電気の使用量が多い方が割引率が高くなる傾向にあり、必ずしも安くなるとは限らないようです。

契約期間が定められていたり、途中で解約すると違約金が発生するケースもあります。検針票で契約内容や使用量を確認し、自分のライフスタイルにあったプランを選びましょう。

- ◎現在供給を受けている電力会社から4月以降も電気は供給されます。
慌てて変更する必要はありません。

電力会社を変更するにはどうすればよいの？

1、変更先の小売電気事業者に申し込んでください

各社のサービス窓口、電話、ホームページ等から変更の申し込みをしてください。

なお、現在契約している地域の電力会社への解約手続きは、消費者の同意に基づき、変更先の小売電気事業者が手続きを行うことが可能です。

2、スマートメーターへの交換が必要です（未設置の方のみ）

変更先の小売電気事業者への申し込み後、現在契約している地域の電力会社から交換作業の工事予定日の連絡が入ります。

※スマートメーター：通信機能を持ち、電気の使用量を遠隔で検針したり、30分ごとの使用量を計測したりできる新しい電気メーター

※スマートメーターへの交換には、原則費用はかかりません



小売電気事業者を選ぶときにはよく確認しましょう！

国の登録を受けた「小売電気事業者」であるか確認しましょう！

「小売電気事業者」は、法律により、国の登録を受けなければ家庭に電気を販売することができません。資源エネルギー庁のホームページで「登録小売電気事業者一覧」が確認できます。

契約内容をきちんと確認しましょう！

「電気の使用料はいくらになるのか？」「契約期間は？」「解約時に手数料は必要か？」など、よく確認しましょう。

停電など困ったときの連絡先を確認しましょう！

小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応じる義務があります。

★★★電力自由化についての問合せは★★★
経済産業省資源エネルギー庁
専用ナビダイヤル **0570-028-555**
<受付時間 9:00 ~ 18:00(土日祝日、年末年始を除く)>



こんなWEBサイトも参考に

エネ庁 電力小売自由化

検索

経済産業省資源エネルギー庁

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/

万が一トラブルになったら!

例えば…

- ・『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された。
- ・解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された。
- ・苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない。

困ったときは↓↓こちらまでご相談ください。

経済産業省電力取引監視等委員会

電話：**03-3501-5725** (受付時間 平日 9:30~12:00
13:00~18:30)